



平成 24 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼
最高執行責任者 (COO) 江草 康二
(コード番号: 4767 東証第一部)
問合せ先 常務取締役兼執行役員管理本部長
木村 元
TEL 03-5777-1888

不適切な会計処理の判明および平成25年6月期第1四半期報告書提出遅延
ならびに当社株式の監理銘柄（確認中）への指定見込みに関するお知らせ

このたび、当社第一（営業）本部に所属している社員により、不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

不適切な会計処理の詳細等につきましては、現在、鋭意調査を継続しているため、平成25年6月期第1四半期報告書を金融商品取引法に定める提出期限（平成24年11月14日）までに提出することが困難になった旨および、現時点で判明している状況と今後の対応につきまして、下記の通りご報告いたします。

当社株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 現時点で判明している事実の概要

当社の管理本部における滞留売掛金調査の過程で、回収できない売掛金が存在することが判明いたしました。これを契機として当該担当者より聴取する等の調査を進めたところ、売上高の過大計上及び売上原価の過少計上が行われていたことが判明いたしました。現時点までの調査に基づく損失見込み額は、約1億7千万円であります。詳細な影響額につきましては、今後の調査を踏まえて速やかに確定させる予定です。

2. 平成25年6月期第1四半期報告書提出遅延について

当社は平成24年11月14日に平成25年6月期第1四半期報告書を提出する予定でありましたが、本件が四半期決算作業中に発覚したことから、急遽、社内調査委員会を設置し調査を開始致しております。

従いまして、平成25年度6月期第1四半期報告書につきましては、金融商品取引法第24条の4の7第1項に定める提出期限である平成24年11月14日までに提出できない見込みとなりました。

3. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

東京取引証券所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより金融商品取引法が定める『期限内に報告書が提出できない旨を開示した場合は「監理銘柄（確認中）」に指定する』こととされています。

従って、東京証券取引所から投資家の皆様に対する注意喚起のため、当社株式は「監理銘柄（確認中）」に指定される見込みです。

4. 平成25年6月期第1四半期決算発表の延期について

平成25年6月期第1四半期報告書の提出が遅延するのと同様、当初平成24年11月12日を予定しておりました平成25年6月期第1四半期の決算発表につきましても当初の予定を延期いたします。

5. 今後の対応について

当社は、今回の事態を真摯に受け止め、当社取締役社長 江草康二を委員長とする社内調査委員会を設置いたしました。社内調査委員会は管理本部、内部監査室に加え、弁護士によって構成されており、今後、徹底した事実関係の究明に全力を尽くして参ります。また、このような不祥事が二度と起こらないよう、社内体制の見直し・コンプライアンス意識の再徹底等を行い再発防止に努めて参ります。

本件につきまして、調査結果および再発防止策につきましては、内容が確定次第、皆様にご報告させていただきます。その後、必要に応じて速やかに過年度の有価証券報告書等に係る訂正を行い、今期の連結業績への影響等につきましても内容が確定次第、速やかに開示いたします。

本件につきましては、当社の株主・取引先の皆様を始めとした関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

全社員一丸となって皆様の期待に応えるべく努力してまいりますので、引き続き、皆様のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上